



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *1 和歌山県土地開発公社債務保証対策基金の設置、管理及び処分に関する条例 (財政課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県土地開発公社債務保証対策基金の設置、管理及び処分に関する条例
1 条例概要
和歌山県土地開発公社債務保証対策基金を設置しました。
2 施行期日
公布の日から施行します。

条 例

和歌山県土地開発公社債務保証対策基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第1号

和歌山県土地開発公社債務保証対策基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 和歌山県土地開発公社に対する債務保証（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条に規定する土地開発公社に対する債務保証をいう。）に係る債務の履行に要する経費の財源に充てるため、和歌山県土地開発公社債務保証対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。